

不正行為 (misconduct)

公益社団法人日本小児科学会
英文誌編集委員会
委員長 真部淳

不正行為にはさまざまな側面がある。不正行為が明らかになると、論文の撤回(retraction)に至ることになる。たまたま、2014年にSTAP細胞についての論文について、Nature誌への投稿、不正行為の疑いの発覚、論文の撤回があり、多くの読者に不正行為の恐ろしさが知れ渡ったものと思われる。

さて、不正行為には、いくつかの概念がある。

剽窃・盗用 (plagiarism) は、他論文からの一部の引用であっても最近は厳しく扱われ、不正行為とみなされる。当然、論文はrejectされる。論文のintroductionを書く際、その領域の優れた総説を参考にすることが多いと思われる。著者がその総説の意見と同じことを考えたとしても不思議ではない。総説の引用はもちろんかまわないが、本文の記載にあたっては剽窃とならないように文章を書き換える必要がある。現在はCrossCheck™などのソフトウェアを用いる出版社もある。

捏造 (fabrication) ・改ざん (falsification) は、すぐに発覚するものではないが、論文が受理されて世の中に出た後に、他の研究者が同じ結果を再現できないことにより問題になることが多い。一度不正行為を行ったら、科学の世界から永久に追放されると考えるべきである。ただし、本当に誤りを発表してしまうこともあるかもしれない。その場合には誠実な誤り (honest error) として自ら論文を撤回することが可能である。

このようにさまざまな不正行為が起こりうるが、そのような場合にはCOPEのflow chartsに基づいて処理することが推奨されている

(http://publicationethics.org/files/u2/All_flowcharts.pdf) 。

文献

山崎茂明：科学者の発表倫理。丸善出版、2013年